

## 総合環境センター洗車場汚水槽清掃業務委託仕様書

本仕様書は、総合環境センター洗車場汚水槽清掃業務委託について適用する。

### 1 業務目的

本業務は、総合環境センター洗車場汚水槽などの清掃を定期的に行うものである。

### 2 履行場所

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内

### 3 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 業務統括責任者の選任

受託者は、本業務を遂行するに当たり、業務統括責任者を選任しなければならない。

### 5 業務統括責任者の責務

(1) 業務統括責任者は、契約書、仕様書その他関係書類により、業務目的、内容等を十分理解し、効率的な業務遂行に努めなければならない。

(2) 作業員の技能向上と安全管理に努めなければならない。

### 6 提出書類

受託者は、契約締結後速やかに、着手届、業務統括責任者選任届および緊急連絡先を提出すること。

### 7 使用車両

汚泥吸排車（強力吸引車）8トン以上とすること。

### 8 業務内容

(1) 洗車場の汚水槽、排水溝、ガソリントラップなどの清掃を行うこと。

(2) 清掃後の汚水・汚泥は、委託者の指定したごみピットへ投入すること。

(3) 清掃は、月1回とすること。

(4) 業務時間は、1回につき3時間15分までとすること。

(5) 業務完了後は、業務完了報告書、日報、写真、請求書を速やかに提出すること。

## 9 安全管理

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例、規則を遵守するとともに、安全確保に十分留意し、労働災害発生の防止に努めること。
- (2) 受託者は、酸素欠乏のおそれがある槽内の清掃を実施する場合には、作業前および作業中に酸素濃度を測定し、災害防止に努めること。また、その測定結果を業務完了報告書に添えて提出すること。

## 10 委託業務実施日

受託者は、委託者と事前に協議をすること。

## 11 その他

- (1) ごみ搬入車輛の通行に支障をきたさないこと。
- (2) 作業中構内構造物を破損した場合は、受託者の責任とすること。